

栃木県公金管理運用方針

第1 趣 旨

平成14年4月からのペイオフ解禁に対応し、自己責任の原則により、県公金の安全確実な運用を図るため、本県における公金管理運用方針を定める。

第2 公金の種類

この方針の対象となる資金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金、預託金とする。

第3 公金の管理運用

1 運用の基本原則

(1) 安全性の確保

公金預金の公共性を重視し、元本の確実な保全を最優先とする。

(2) 流動性の確保

支払準備に支障のないよう、十分な流動性の確保に努めるものとする。

(3) 有利性の確保

安全性及び流動性の確保を十分図った上で、有利な運用を行うものとする。

2 預金債権と借入金（地方債）との相殺

預金と借入金との相殺方式を県公金預金保護の基本とする。

そのため、預金債権と借入債務の年間の状況を把握し、証書借入の拡充等により、そのバランス化に努める。

第4 資金別の基本的な方針

1 歳計現金

(1) 歳計現金は、支払資金として流動性の確保に努める必要があり、原則として、指定金融機関の普通預金及び当座預金で管理するものとする。

(2) 余裕資金が一定期間見込める場合は、安全性を確保した上で、指定金融機関その他のより確実な金融機関で預金または債券により運用す

るものとする。

2 歳入歳出外現金

歳入歳出外現金の管理運用については、歳計現金の例による。

3 基金

(1) 各種基金の運用に当たっては、元本の安全性を確保しつつ、効率的な運用に努めるものとする。

(2) 指定金融機関その他のより確実な金融機関で預金または債券により運用するものとする。

4 制度融資に係る預託金

制度融資に係る預託金については、融資制度の円滑な運営のため、安全性の確保に努めるものとする。

なお、平成14年度は普通預金で管理するものとする。

第5 資金計画

公金の計画的かつ効率的な管理運用を行うため、年間及び毎月の資金計画を作成し、よりの確な資金需給の把握に努める。

ただし、収支予定額等に大きな変更がある場合は、必要に応じ計画を見直すことができる。

第6 公金管理運用体制の整備

1 栃木県公金管理運用委員会の設置

県公金の管理運用の基本的な事項を協議するために、栃木県公金管理運用委員会を設置する。

2 金融機関の経営状況の把握

取引金融機関の自己資本比率、不良債権比率、預金量の推移、株価など経営情報を継続的に収集・分析し、経営状況の把握に努める。

3 人材の育成・確保

資金運用担当者に対する実践的な研修を実施するとともに専門家からの指導助言を得るなどして、高度で専門的な金融分野の知識を身につけ

た人材の育成・確保に努める。

4 危機管理体制の整備

県公金の預入先金融機関を常に監視し、財務状況等に大きな変化が認められる場合、公金預金の保全に速やかに対処するために必要な危機管理対応マニュアルを作成するとともに連絡体制の整備を図る。

第7 運用実績の公表

公金（ただし、預託金を除く。）の運用実績については、毎年度その結果を取りまとめた上で公表する。

附則

この方針は、平成14年5月13日から施行する。

附則

この方針は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この方針は、令和7（2025）年7月28日から施行する。